

新型コロナウイルス感染防止等対策に取り組む事業者を応援します！

新型コロナウイルス感染防止対策 商店改修等事業費 補助金

新型コロナウイルス感染防止対策の店舗改修費、設備、備品購入等費用を助成します。

補助対象者

- 市内に店舗を有する中小企業者、小規模事業者の法人及び個人事業主等
- 申請日時点で店舗を営業している者（※チェーン店の場合代表者が市内に住所を有していること。）

対象業種

次の業種を営むもの。（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける業種、その他市長が不相当と認める業種を除く。）

- 卸売業、■小売業、■飲食サービス業（持ち帰り・配達を含む）、■洗濯業、■理容業、■美容業（エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業）、■浴場業、■教育、学習支援業（学習塾、教養・技術教授業）、■療術業

※「日光市商店リフレッシュ事業費補助金」に準じる

補助対象経費

新型コロナウイルス感染拡大防止・予防に係る施設改修等の費用（※消耗品は対象外）

●店舗の感染防止対策に係る改修工事、設備、備品購入等

（例：対人距離確保のための改修工事等、消毒設備、換気・空間除菌器、換気扇、サーキュレーター・パーティション設置等）

●店舗の新しい生活様式への転換に関する事業等

（例：ビジネスモデル転換に伴う事業費、通販サイト立ち上げや持ち帰り予約システム等に関する WEB サイト等の改修、リモート対応のための Wi-Fi 環境整備費用等）

補助対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日（※左記期間内に完了する事業）

補助率

補助対象費用の $\frac{2}{3}$ （上限）30万円 （下限）10万円

交付要件

補助金は予算の上限に達し次第終了となります。

- 市内業者を利用すること。（ただし、令和2年4月1日から8月3日までに行われた事業については、この限りではない。）
- 費用の合計額が15万円以上であること。
- 1補助申請者につき、1回を限度とする。（※既に「日光市商店リフレッシュ事業費補助金」（従来型）の交付を受けた事業者も対象とする。）
- 国、県、地方公共団体等の制度による同一の補助対象費用に対する支援を受けていないこと。

必要書類

①. 交付申請書(様式) ②. 事業計画書(様式) ③. 見積書の写し ④. 店舗の位置図及び平面図 ⑤. 店舗の全景写真、工事を伴う場合事業該当部分の施工前の状況写真 ⑥. 法人の登記事項証明書の写し(※申請者が法人の場合) ⑦. 市税の滞納及び公共料金の未納がないことが証明できる書類

⇒詳しくは日光市ホームページを確認、または、裏面担当課までお問合せください。

申請受付開始

令和2年8月3日(月)から

《裏面もご覧ください》

日光市商店会等新型コロナウイルス感染防止対策支援補助金のご案内

商店会等の新型コロナウイルス感染防止対策への取り組みを支援します。

補助対象者

店舗を有する事業所で組織し、規約の定めのある次の団体

(1)商店会 (2)旅館組合等 (3)商業者等で構成する任意の団体

※令和2年4月1日現在に存在する団体

補助対象経費

衛生消耗品(消毒液、マスク、体温計等)購入費用

※申請は1団体1回限り

※市内事業者から購入すること

補助内容

補助率 10/10

商店会等会員数	補助限度額
10店舗以下	10万円
11～20店舗	20万円
21～40店舗	40万円
41～80店舗	80万円
81店舗以上	100万円



必要書類

下記の書類をご提出ください。

補助金交付申請書、商店会等会員名簿、商店会等の規約・会則等、

補助対象経費の見積書の写し

※詳しくは日光市ホームページをご確認ください。

申請期間

下記の期間内に必ず申請してください。

令和2年8月3日(月)～令和2年10月30日(金)

申請先・お問い合わせ先

日光市役所 観光経済部 商工課

〒321-1292 日光市今市本町1番地

TEL:0288-21-5136 FAX:0288-21-5121

メール shoko@city.nikko.lg.jp

